

令和3年度「那覇とまーるクーポン事業」にかかる
【土産品店】及び【観光体験事業者】向け取扱要領

令和3年11月5日 改訂

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染拡大による影響が1年以上続く中、本市観光需要の低迷に伴い、市域観光関連事業者は多大な影響を受けている。裾野の広い観光産業は地域経済を支える重要な産業となるため、コロナ禍を乗り越え、この基幹産業の存続・維持・発展を図る目的として、市民に土産品店及び体験型観光コンテンツに使用できるクーポン券（割引券）を発行し、これを利用促進することで域内の消費需要の喚起を図り、地域経済の循環促進につなげる。

2. クーポン（割引券）概要

（ア）利用者

県民が「那覇とまーるクーポン事業」登録宿泊施設を利用する場合、チェックイン時に対象宿泊者1名につき1セットのクーポン券を提供する。

（イ）割引券内容（1セット）

- ① 観光体験クーポン 1,000円×2枚
※ 観光体験（アクティビティ）専用クーポンとして利用
 - ② 土産・観光体験共通クーポン 1,000円×2枚
※ 土産品店と観光体験（アクティビティ）のどちらにでも利用可能
- 合計 4,000円（1,000円券×4枚）の値引き券

（ウ）発行数

クーポン券の発行数は2万セット、期間中であっても2万セットに達した場合は発行を停止する。

（エ）利用方法

事前に登録された店舗（土産品）での土産品の買物や観光体験事業者でのサービス利用時にクーポン券を提出して会計金額（税抜）から割引く。

- ※ 同種のクーポン券を複数枚合わせての利用も可能。
- ※ 施設入場の際、複数名分の入場料を合算して利用可能。
- ※ 会計金額（税抜）がクーポン券面額以上の場合に利用可能。
（会計金額（税抜）が1,000円未満でのクーポン使用は不可。）
- ※ クーポン券利用による「釣り銭」は不可。
（会計金額（税抜）以上のクーポン券利用は不可。）

（オ）クーポン券利用期間

令和3年10月18日（月）～令和4年1月31日（月）

- ※ クーポンの利用状況や新型コロナウイルス感染拡大状況によっては事業実施期間を変更する場合がある。
- ※ 利用期限を過ぎたクーポン券の利用は不可。

(カ) クーポン券イメージ

【クーポンイメージ案】



3. クーポン券が利用できる事業者の登録要件（概要）

(ア) 業種要件

① 観光土産品店

主に観光客を対象として「沖縄観光土産品」を中心に販売している営業種とする。

※「沖縄観光土産品」については、土産品店舗登録要領に別途規定。

② 観光体験（アクティビティ）事業者

主に観光客を対象として観光体験サービスを提供・販売している営業種とする。

※ 具体的な観光体験メニューやアクティビティメニューについては、観光体験（アクティビティ）事業者登録要領に別途規定。

(イ) 事業者要件

① 所在地要件

那覇市に本社、支店、営業所又は事業所のいずれかを置いている法人又は個人事業主で、那覇市域で店舗を構えて土産品を販売、または那覇市域で観光体験サービスを提供していること。

② 期間要件

申請時から令和4年1月31日まで継続して営業を実施する事業者であること。

③ 観光振興条例の遵守要件

めんそーれ那覇市観光振興条例等に定める迷惑行為に関する指導を受けていない事業者、または過去に指導を受け登録申請時点において是正措置を講じている事業者であること。

④ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策要件

シーサーステッカー（沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー）を掲示するほか、業種ガイドラインに沿って対策を実施している事業者であること。

⑤ その他

本要領をはじめ別に定める各種要領等を遵守し、適切に事業参加ができる事業者であること。

4. 事業者の事前登録申請

観光土産品店及び観光体験（アクティビティ）事業者の登録方法等については、次に定めるそれぞれの登録要領に基づき事前に登録申請し承認を受けなければならない。また、観光土産品及び観光体験（アクティビティ）の2区分に重複して登録することは不可。

① 那覇とまーるクーポン事業【土産品】登録申請要領

② 那覇とまーるクーポン事業【観光体験（アクティビティ）】登録申請要領

5. 商品及びサービス販売時の処理事項等

(ア) 消費税の取り扱い

販売代金（会計金額）に対するクーポン券の割引は、消費税は除いて計算するものとする。（消費税額にはクーポン割引は適用しない。）

(イ) クーポン券裏面への記載事項

クーポン券裏面には利用店舗等事業者名が判別できるよう記入又はスタンプなど

押印する。また、利用月日を記入すること。（事業者名等及び利用月日の記載がないクーポン券は換金手続きで不可となる場合がある。）

(ウ) 不適切なクーポン券への対応

毀損、偽造、変造、模造等のクーポン券は換金請求できないため、販売時に十分に確認すること。また、偽造等を発見した場合は那覇市又は事業受託者（那覇市観光協会）に通報すること。

6. 換金手続き

(ア) 請求

登録事業者は、請求書及びクーポン券について、次の①～⑤いずれかの請求期限までに郵送（必着）により受託事業者（那覇市観光協会）へ請求すること。

- ① 令和3年 11月 10日（水）受付分
- ② 令和3年 12月 1日（水）受付分
- ③ 令和3年 12月 22日（水）受付分
- ④ 令和4年 1月 19日（水）受付分
- ⑤ 令和4年 2月 9日（水）受付分

※ 必ず5回請求する必要はありません。

(イ) 支払

登録事業者より提出された請求書及びクーポン券については、受託事業者（那覇市観光協会）で数量及び記載事項のチェックを行った後、請求金額を確定し、事業登録申請書に記載された指定口座へ請求金額を振り込む。

振込入金各請求期限から10営業日を目途とし、振込に係る手数料は那覇市が負担する。

(ウ) 請求に関する留意事項

- ・ 偽造、変造、模造等のクーポン券は請求不可となるので、販売時等で十分に確認すること。（再掲）
- ・ 請求額とクーポン枚数集計額は相違がないよう必ず確認すること。相違があった請求には支払い不可となる。
- ・ 提出するクーポンは、請求内容に合わせて全てコピーを取り、控えとして保管すること。（クーポンNoが確認できるようコピーすること。）
- ・ 登録事業者以外は各種クーポンの換金手続きは不可。

(エ) 請求先

〒900-0013

那覇市牧志3-2-10てんぶす那覇3階

一般社団法人那覇市観光協会

7. 登録事業者の遵守及び注意事項

- (ア) 登録事業者は従業員等に対する周知を徹底すること。
- (イ) 本取扱要領および各登録申請要領を遵守するとともに事務局の指示に従うこと。
- (ウ) 登録事業者を示すのぼりやステッカーを店頭または施設内等に見やすく掲示すること。
- (エ) クーポン券や請求書の写しなど各種の証憑書類については、盗難・紛失・滅失等のないよう責任者がしっかりと整理し管理すること。
- (オ) 登録事業者は、クーポン利用者に対して受け取り拒否、手数料等の上乗せ請求など通常の会計と異なる代金の請求など、不適切な取扱いをしないこと。
- (カ) 次の事項に該当する場合、登録事業者に対しクーポン精算代金の支払いを保留することがある。
 - ・ 精算請求時に各種証憑書類等に不備がある場合
 - ・ クーポン券の転売入手など利用者の不正な利用を知りながら利用させた疑いがある場合
 - ・ 登録事業者（土産品店）が「観光体験クーポン」を土産品購入に充てた取り扱いなど不適切に対応した疑いがある場合
 - ・ 登録事業者が架空の商品販売やサービス提供によるクーポン券利用販売を行った疑いがある場合
 - ・ その他本クーポン券の不適切な取扱いに関する疑義がある場合
- (キ) 調査（立ち入りを含む）について登録事業者は協力すること。
- (ク) シーサーステッカー（沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー）を掲示するほか、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努めること。
- (ケ) 新型コロナに関する各種法令等に基づく行政からの営業自粛・時短営業等の要請については、適切に従うこと。
- (コ) 次の事項に該当する場合、登録事業者としての登録を取り消すとともに事業者名を公表することがある。
 - ・ 申請内容に虚偽等があった場合
 - ・ 登録事業者が本取扱要領および各種要領等の規定に違反した場合
 - ・ その他登録事業者として適切でないと判断した場合
- (サ) 登録取消の場合は、直ちに店頭または施設内等に掲示しているのぼり・ステッカー等を取り外し、本事業に関する配布物一式を事務局へ返還すること。
- (シ) 本事業に関して不正に利益を得た場合、詐欺罪等による刑事告発の対象となり得ることを認知すること。

8. その他の一般留意事項

- (ア) 本事業に係るクーポン券の転売・現金への交換は禁止です。
- (イ) クーポン券の盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、那覇市及び事業受託者（那覇市観光協会）は責を負わない。
- (ウ) クーポンを利用して購入した商品等の返品の際の返金はできない。
- (エ) クーポン券の再発行はできない。
- (オ) 利用者の自己都合によりキャンセル料が発生する場合、キャンセル料は自己負担となりクーポンの適用はできない。

9. 問い合わせ先（事務局）

- (ア) クーポン券取扱事業受託者
一般社団法人那覇市観光協会
電話：098-862-1442 Mail：info@naha-navi.or.jp
問い合わせ時間：平日9：00～17：00
- (イ) 事業実施主体
那覇市経済観光部観光課
電話：098-862-3276 Mail：naha_k_kan001@city.naha.lg.jp
問い合わせ時間：平日9：00～17：00